

瀬戸市選挙管理委員会告示第21号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月29日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(送致目録) 第17条の4 法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等を委員会に送致するときは、第9号様式の2による送致目録を添付しなければならない。	(送致目録) 第17条の4 法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等を委員会に送致するときは、第9号様式の2による送致目録を添付しなければならない。
(投票箱の保管) 第17条の6 委員会は、 <u>法第48条の2第5項</u> の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等の送致を受けたときは、その投票管理者の面前において投票箱及びその鍵の封印の異状の有無を検査し、投票録（宣言書、在外投票に係る投票録等を含む。）、選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本を点検した後これを受領して、確実に保管しなければならない。	(投票箱の保管) 第17条の6 委員会は、 <u>法第48条の2第2項</u> の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等の送致を受けたときは、その投票管理者の面前において投票箱及びその鍵の封印の異状の有無を検査し、投票録（宣言書、在外投票に係る投票録等を含む。）、選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本を点検した後これを受領して、確実に保管しなければならない。
(実費弁償及び報酬の額)	(実費弁償及び報酬の額)
第35条 <省略> 2 法第197条の2第2項の規定により、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の	第35条 <省略> 2 法第197条の2第2項の規定により、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の

<p>上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下別表第6第2項において同じ。）</u>のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第6（第35条関係）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者</u>1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき 1万5,000円</p>	<p>上における選挙運動のために使用する者<u>及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。</u>）1人に対し支給することができる報酬の額は、別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第6（第35条関係）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者<u>及び専ら手話通訳のために使用する者</u>1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき 1万5,000円</p>
---	---

第20号様式の5及び第20号様式の7中「15,300円」を「15,800円」に、第20号様式の6及び第20号様式の7中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、第20号様式の11及び第20号様式の12中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の瀬戸市公職選挙管理規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。